

## 全国高等学校総合体育大会開催基準要項

### 1 総 則

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）は、全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

### 2 目 的

大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

### 3 主 催

(1) 大会の主催は、本連盟、開催地都道府県、同教育委員会及び関係中央競技団体とする。

夏季大会は、開催ブロック都道府県及び固定開催競技種目開催地とする。（総合ポスター等に記載する）

(2) 競技種目別大会については、上記(1)の他に会場地市町村及び同教育委員会を加えることができる。なお、協賛企業獲得業務を担当する企業に共催名義の使用を認める。

### 4 後 援

(1) 大会の後援は、スポーツ庁・(公財)日本スポーツ協会及び日本放送協会とする。

(2) 競技種目別大会については、上記(1)の他に開催地都道府県スポーツ（体育）協会及び会場地市町村スポーツ（体育）協会等を加えることができる。

### 5 主 管

競技種目別大会の主管は、本連盟当該専門部、開催地都道府県高等学校体育連盟及び関係都道府県競技団体とする。

### 6 協 賛

大会の協賛は、本連盟が別に定める「全国高等学校総合体育大会スポンサーシッププログラムによる協賛要項」による。

### 7 大会開催の順序と地域区分

(1) 大会は毎年、夏季・冬季に分けて開催する。

(2) 夏季大会の開催地は、本連盟の定める3地域（東・中・西）ごとに、ブロックの輪番を原則として決定する。但し、地域・ブロックの順序決定にあたっては、地域内のブロック数及び都道府県数のバラ

ンスを考慮する。

- (3) 冬季大会の開催地は冬季総体検討プロジェクトで協議のうえ、競技種目毎に決定する。
- (4) 夏季大会は東、中及び西の地域内の順序で開催し、地域内においてもブロックの輪番を原則とする。なお、東、中及び西の地域並びにブロックの区分は、別表のとおりとする。但し、冬季大会については適用しない。

【別表】	地域	ブロック	都道府県
	東	北海道 東北 関東	北海道 (北)青森・岩手・秋田/(南)宮城・山形・福島 (北)茨城・栃木・群馬・埼玉/(南)千葉・東京・神奈川・山梨
	中	北信越 東海 近畿	新潟・富山・石川・福井・長野 岐阜・静岡・愛知・三重 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
	西	中国 四国 九州	鳥取・島根・岡山・広島・山口 徳島・香川・愛媛・高知 (北部)福岡・佐賀・長崎・大分/(南部)熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

## 8 大会開催地の決定（夏季大会・冬季大会共通）

- (1) 本連盟は、開催ブロック高等学校体育連盟と連携し、開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と調整を図り、大会開催5年前までに、それぞれに文書で開催を依頼する。
- (2) 依頼を受けた都道府県高等学校体育連盟は、ブロック内の各都道府県高等学校体育連盟と緊密な連絡調整のうえ、開催地都道府県教育委員会と連署で、原則として大会開催年度の4年前の4月1日から8月末日までの間に本連盟会長宛に開催承諾書（別紙様式1）を提出する。
- (3) 大会開催地の決定について重大な自然災害等の不測の事態が生じた場合には、開催地都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟と本連盟が別途協議する。
- (4) 開催承諾書の受理をもって大会開催地の決定とする。開催承諾書の受理後、速やかに会長より決定通知書を交付する。
- (5) 開催ブロック都道府県教育委員会及び同高等学校体育連盟は、大会開催に向け、連絡協議会を設置し、相互の連絡・調整を図る。但し、固定開催競技種目開催県が開催ブロック内に無い場合は、連絡協議会メンバーから除く。（必要に応じて出席を要請できる）また、互選により「幹事都道府県」を定める。なお、「幹事都道府県」は、開催ブロック都道府県をとりまとめ、連絡協議会の円滑な運営にあたるものとする。

## 9 大会開催時期及び期間

- (1) 夏季大会の開催は8月1日から12日まで及び16日から20日までの間を原則とする。
- (2) 冬季大会の開催は12月下旬から2月までの間を原則とする。
- (3) 競技種目別大会の期間は4日以内を原則とする。ただし、4日を超える場合は、全国高等学校総合体育大会中央委員会（以下「総体中央委員会」という）の承認を得なければならない。
- (4) 国民の祝日等に関係職員に対し勤務を命じることのできない開催地都道府県においては、実行委員会がこれらの状況を踏まえ、開催時期及び期間を設定する。

## 10 大会の内容

(1) 競技は次のとおりとする。

ア. 夏季大会 (30競技) 陸上競技・体操・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・ハンドボール・サッカー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・ボート・剣道・レスリング・弓道・テニス・登山・自転車競技・ボクシング・ホッケー・ウエイトリフティング・ヨット・フェンシング・空手道・アーチェリー・なぎなた・カヌー・少林寺拳法  
※ヨットについては、平成27～令和16年度の間、和歌山県にて固定開催とする。

イ. 冬季大会 (4競技)

スキー・スケート・駅伝競走・ラグビーフットボール

※駅伝競走については京都府、ラグビーフットボールについては大阪府にて固定開催と

(2) 競技種目別大会は学校対抗戦を原則とするが、個人戦も実施することができる。

(3) 競技種目別大会の参加人員は、総体中央委員会で決定する。

(4) 競技種目別大会の競技会場及び競技用備品・用具については、「全国高等学校総合体育大会開催に係る申し合わせ事項」に基づき、開催地都道府県実行委員会が本連盟専門部と協議し決定する。

(5) 大会期間中には、大会開催に必要な会議及び直接大会と関わりのある会議のみ開催することができる。但し、直接大会と関わりのない会議を行う場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。その他の会議の開催は大会運営費と関わりのないものとする。

## 11 引率・監督

(1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に示された者)も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、都道府県高体連会長に事前に届け出る。

(2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。但し、各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

## 12 大会参加資格

(1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。

(2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。但し、都道府県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。

(3) 年齢は、\_\_\_年4月2日以降に生まれたものとする。(\_\_\_部分の数字は開催当該年度-19となる)但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。(「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認す

- る。) 大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
- ア. 部員不足に伴う合同チーム  
(都道府県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合)  
詳細は、本連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
- イ. 統廃合対象校による合同チーム (統廃合完了前の2年間に限る)
- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満(水泳は1年)のものは同一競技への参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる) 但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。
- 大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する都道府県高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
- ア. 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、大会参加資格の別途に定める規程にしたがい大会参加を認める。
- イ. 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

#### 【大会参加資格の別途に定める規程】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
  - (1) 大会参加資格を認める条件
    - ア. 本連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。
    - イ. 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
    - ウ. 各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。
    - エ. 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもと適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

- ア. 大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ. 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
- ウ. 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

### 13 大会役員

別に定める「大会役員編成基準表・競技種目別大会役員編成基準表」による。

### 14 高体連マーク、インターハイキャラクター等

- (1) (公財)全国高等学校体育連盟「マーク」(以下「高体連マーク」という)は、昭和25年に制定された本連盟標章を使用するものとする。
- (2) 高体連マーク、インターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマークは、本連盟の許可なくしてみだりに商品、商業広告、宣伝等に利用してはならない。
- (3) 高体連マークの使用に関しては、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』による。
- (4) インターハイキャラクター等の使用に関しては「インターハイキャラクター等使用規程」による。

### 15 競技種目別大会の運営

競技種目別大会の運営は、本連盟各競技専門部と関係中央競技団体、開催地都道府県実行委員会とが、密接な連絡をとりながらこれにあたる。

### 16 実行委員会

- (1) 開催地都道府県は大会のために実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
  - ア. 名称
  - イ. 目的
  - ウ. 組織
  - エ. 役員
  - オ. 管掌内容
  - カ. 経理方法
  - キ. その他必要な事項
- (3) 実行委員会は、事務局を設ける。
- (4) 次の事項については、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
  - ア. 大会運営の予算及び決算

- イ. 競技施設の計画
  - ウ. 総合開会式
  - エ. 宿泊要項・弁当調達要項（冬季大会のみ）
  - オ. 競技種目別大会実施要項
  - カ. その他総体中央委員会で必要と認める事項（医療要項、個人情報及び肖像権に関する取り扱い、諸経費(受益者負担)等）
- (5) 次の事項については会長の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。なお、会長は承認内容について総体中央委員会に報告する。
- ア. ブロック開催基本方針（固定競技種目開催県は別途作成）・各都道府県開催基本構想
  - イ. 実行委員会規程・役員
  - ウ. 大会愛称・スローガン
  - エ. 図案（参加章・ポスター・シンボルマーク・入賞メダル）
  - オ. その他必要と認める事項
- (6) 高体連マーク・大会愛称・スローガン・シンボルマーク等の使用については、『(公財)全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程』及び「インターハイキャラクター等使用規程」に基づき、「取り扱い規程」を作成し、総体中央委員会の承認を得なければならない。開催ブロック都道府県で統一できるものは開催ブロック幹事都道府県がまとめて申請する。
- (7) 開催地都道府県が必要と認める場合は、市町村に会場地市町村実行委員会を設置することができる。
- (8) 開催地都道府県実行委員会は大会終了後、できるだけ速やかに報告書を作成し、関係機関・団体に配付する。

## 17 競技種目別大会の実施要項

- (1) 大会で実施する競技種目については、本連盟各競技専門部と開催地都道府県実行委員会が協議の上、実施要項案を作成し、夏季・冬季大会とも、原則として大会開催前年度の8月末までに総体中央委員会に提出する。
- (2) 競技種目別大会の実施要項に記載する内容は次のとおりとする。作成にあたっては別紙「競技種目別大会実施要項作成基準」による。
- ア. 期日
  - イ. 会場
  - ウ. 競技種目
  - エ. 競技日程
  - オ. 競技規則
  - カ. 競技方法
  - キ. 引率・監督

- ク. 参加資格
- ケ. 参加制限
- コ. 参加申込
- サ. 参加料
- シ. 表彰
- ス. 宿泊
- セ. 諸会議
- ソ. 組合せ
- タ. 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて
- チ. 連絡事項（その他）

(3) 競技種目別大会の実施要項及び申込用紙は、夏季大会については当年度第1回総体中央委員会終了後速やかに、冬季大会については10月1日までに、開催ブロック各都道府県実行委員会より各都道府県高等学校体育連盟事務局宛に送付する。

## 18 参加申込み

- (1) 都道府県大会、または地域大会において選抜または選考されたものについて、都道府県高等学校体育連盟会長は当該校長と連署して所定の様式により定められた期限までに、会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）、その他実施要項に記載される宛先に都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに申込みものとする。
- (2) 申込み期限は総体中央委員会で決めるが、原則として開催日の4週間前とする。
- (3) 申込先等、申込みの詳細については、競技種目別大会実施要項の記載に従う。
- (4) 上記の申込み期限を過ぎた場合は参加できない。

## 19 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、総体中央委員会で決定する。
- (3) 参加料は会場地市町村実行委員会（会場地市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）に納入する。
- (4) 参加料は競技種目別大会運営費にあてる。
- (5) 参加料以外に大会運営費の一部を参加者から徴収する場合は、総体中央委員会の承認を得なければならない。

## 20 大会参加章（IDカード等）

- (1) 参加章は大会に参加する大会役員、競技役員、運営役員及び補助員と都道府県選手団本部役員、選手、監督及び報道員並びに会場地市町村実行委員会（市町村実行委員会が設置されていない場合は都道府県実行委員会）が必要と認めたものに支給する。

- (2) 参加章は大会参加を証するもので、当該競技会場に入場することができる。但し、開催地都道府県実行委員会は、会場の都合により入場に制限を加えることができる。
- (3) 参加章の意匠は毎年新しくし、各競技種目別大会同一とする。ただし、冬季大会についてはこの限りでない。
- (4) 参加章の意匠は開催ブロック都道府県実行委員会で検討し、本連盟会長の承認を得た後、実行委員会が作成する。
- (5) 開催地都道府県実行委員会は、必要に応じて共通参加章を作成・支給することができる。

## 21 大会の式典

- (1) 夏季大会の総合開会式は、開催ブロック都道府県実行委員会が選定した会場において、同実行委員会が指定した競技種目の選手・役員が参加し行う。なお、冬季大会の開会式は各会場地で行う。
- (2) 夏季大会の総合開会式に参加した競技種目が特に必要と認める場合は、総体中央委員会の承認を得て、別に競技種目ごとの開会式を行うことができる。
- (3) 閉会式は原則として、それぞれの競技種目ごとの競技会場で行う。
- (4) 「総合開会式式典基準」は別に定める。

## 22 表 彰

各競技種目とも、上位入賞校(者)に大会会長より賞状及びメダルを授与する。団体優勝校には、本連盟会長杯、文部科学大臣杯及び賞状を授与する。競技種目ごとの入賞数は、各競技種目別大会の実施要項に定める。

## 23 プログラム

- (1) プログラムは競技種目別大会プログラムとする。
- (2) 競技種目別大会プログラムには、商業広告を掲載することができる。掲載した広告料の収入は開催地都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が収受する。なお、プログラム収入の会計処理については、開催地都道府県もしくは会場地市町村の実行委員会が当たる。
- (3) プログラムは有料で頒布することを原則とする。ただし、次については無料とする。

ア. 競技別団体 (関係種目のみ)	5部
イ. 競技役員 (関係種目のみ)	1部
ウ. 都道府県高等学校体育連盟 (全競技種目)	2部
エ. 競技種目別都道府県代表監督 (関係種目のみ)	1部
オ. 参加校各校につき (団体関係種目のみ)	2部
カ. 報道関係者	申込人数の1/4
ただし単独競技取材社 (関係種目のみ)	1部
キ. 本連盟 (全競技種目)	40部
ク. 記録処理業務委託会社	必要部数

## 24 都道府県選手団役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員の編成は、各都道府県高等学校体育連盟が次の基準により編成する。
  - ア. 夏季大会は団長、副団長、総務併せて 10 名以内
  - イ. 冬季大会は団長、副団長、総務併せて 5 名以内
- (2) 都道府県選手団本部役員の参加申込みは、開催ブロック都道府県実行委員会に申し込まなければならない。

## 25 大会の経費

大会の準備並びに運営のための経費は国庫補助金、開催ブロック都道府県補助金・負担金、会場地  
市町村補助金・負担金、本連盟負担金、助成金、参加料、寄附金、協賛金等でまかなう。

## 26 宿泊・弁当

### 《夏季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員への配宿業務及び弁当調達業務は、本連盟が統括する配宿担当企業が準備し担当する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊・弁当調達要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込むものとする。
- (2) 開催地都道府県等実行委員会は本連盟及び配宿担当企業と連携して配宿・弁当調達業務にあたる。業務分担については別に定める。
- (3) 宿舎は、本連盟が統括する配宿担当企業と開催地都道府県内旅館組合等で協議の上、選定することとし、原則として旅館業法上の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所（以下「旅館等」という）の中から選定し、競技種目別大会参加者の宿舎は、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等を確保するものとする。競技会場地及びその周辺地域の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、地域の実情に応じて、公的宿泊施設等を確保するものとする。風紀上、衛生上又は防災上支障があると認められる宿舎は選定しないものとする。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは、少なくとも消防法の定める限度を下回ってはならない。
- (5) 宿泊料金及び弁当料金は本連盟と配宿担当企業が協議の上、予め開催地都道府県内旅館組合、弁当調達業者等と協定したものについて、大会開催前年の第 2 回総体中央委員会に提出する。  
なお、夏季大会における配宿センターの設置場所については、開催地都道府県実行委員会と本連盟が協議する。

### 《冬季大会》

- (1) 都道府県の本部役員・選手・監督及び視察員、大会役員、競技役員及び報道員の宿舎は、開催地都道府県実行委員会が準備し配宿する。なお、エントリーした選手、監督は宿泊要項に基づき、所定の様式により都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに期日までに申込むものとする。
- (2) 夏季大会の（2）に準ずる。

- (3) 宿舎は、開催地都道府県実行委員会と同旅館組合等で協議の上選定する。
- (4) 夏季大会の(4)に準ずる。
- (5) 夏季大会の(5)に準ずる。

## 27 交 通

- (1) 競技会場への移動は公共交通機関の利用を原則とする。
- (2) 公共交通機関での移動が大会運営上支障があると判断される場合、開催ブロック都道府県・会場地  
市町村実行委員会は、できる限り大会参加者の集散及び競技会場への必要な交通上の便宜を計るもの  
とする。但し、シャトルバス等を運行する場合は、受益者負担を原則とする。
- (3) シャトルバス等を計画する場合は、大会ホームページ等に掲載するなど、参加者が利用時間、利用  
料金等を事前に把握できるよう情報提供に努める。

## 28 報道・記録処理

- (1) 開催ブロック都道府県は、開催期間中の記録センターを設置し、その経費を負担する。
- (2) 報道員の範囲は新聞社、雑誌社、ラジオ、テレビ、ニュース映画社の所属社員で日本新聞協会、雑  
誌協会、写真記者協会、ニュース映画記者協会にそれぞれ加入している者及び主催者が許可したもの  
に限る。
- (3) 報道員に開催地都道府県実行委員会で作成した報道員章（腕章・帽子・IDカード等）を貸与し、  
その報道員章によって各会場に入場し取材することができる。各会場では指定された場所で取材しな  
ければならない。
- (4) 放送に関しては、本連盟と日本放送協会が締結した契約内容を優先する。
- (5) 記録処理業務は、本連盟が委託業者を選定し、その費用を負担する。
- (6) 開催ブロック幹事都道府県等実行委員会は本連盟及び委託業者と連携して記録処理業務にあたる。

## 29 肖像権

- (1) 肖像権の取扱いについては、本連盟が別途定める「肖像権等の取扱規程」による。
- (2) 開催ブロック、開催地都道府県実行委員会が定める「個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについ  
て」を競技種目別大会実施要項及び競技別プログラムに掲載するとともに、競技会場に公示する。

## 30 入場料

総合開会式及び競技種目別大会の入場料徴収については、これを徴収することも可とする。徴収す  
る際の料金等は、開催地都道府県実行委員会が関係機関と協議して設定し、総体中央委員会の承認を  
得なければならない。

## 31 緊急時の対応

緊急時の対応については、開催地都道府県実行委員会が別に定める。

## 32 高校生活動

開催地都道府県教育委員会と開催地都道府県高等学校体育連盟は、全国高等学校総合体育大会の開催の趣旨を踏まえ、地元高校生の多様な活躍の場を教育活動の一環として積極的にとらえ、広く関係団体とも連携を図り、意図的・計画的な活動として組織する。大綱を別に定める。

### 33 補 則

この大会開催基準要項に定めるもののほか、大会を開催し、運営するために必要な事項については、総体中央委員会において審議し、決定する。ただし、本連盟理事会での判断を求める必要のある事項と認めるときは、意見を付して理事会に提議しなければならない。

#### 附 則

本要項は昭和 39 年度大会より発行する。

昭和 41 年 11 月 第一次改正

昭和 45 年 11 月 第二次改正

昭和 49 年 4 月 第三次改正

昭和 52 年 11 月 第四次改正

昭和 55 年 11 月 第五次改正

昭和 57 年 5 月 第六次改正

昭和 63 年 5 月 第七次改正

平成 5 年 5 月 第八次改正

平成 5 年 11 月 第九次改正

平成 8 年 11 月 第十次改正 [出場は同一競技 3 回まで] [外国人留学生もこれに準ずる]

平成 9 年 4 月 第十一次改正 [統廃合対象校の参加]

平成 9 年 11 月 第十二次改正 [4 月 2 日以降に生まれたもので、19 歳未満のもの]

平成 11 年 5 月 第十三次改正 [中国等帰国生徒]

平成 12 年 11 月 第十四次改正 [4 月 2 日以降に生まれたものとする]

平成 16 年 3 月 第十五次改正 [引率・監督 [中国等帰国生徒] [中央委員会承認事項]

[会長承認事項] [交通] [中等教育学校] 他全体

平成 17 年 3 月 第十六次改正 [大会申請書の提出について] [大会の内容 (4)]

[実行委員会 (4) 中央委員会の承認]

[宿泊 (5) 宿泊料金の決定]

平成 18 年 12 月 第十七次改正 [大会開催地の決定]

平成 20 年 3 月 第十八次改正 「大会参加資格の改正」

平成 20 年 12 月 第十九次改正 「入場料について」

平成 21 年 5 月 第二十次改正 「大会参加資格」 72 条、115 条の改正

平成 22 年 3 月 第二十一次改正 「主催」の改正

平成 23 年 3 月 第二十二次改正 「決定主体明確化」 「開催地の決定」 他

- 平成 24 年 9 月 第二十三次改正 「主催」共催の追記、「大会参加資格」休学・留学の扱いの追記、「宿泊」の改正
- 平成 25 年 4 月 第二十四次改正 「プログラム」の改正、「高校生活動」の追記、配宿センター・記録センター等の追記（なお、この変更は、平成 26 年度からの適用とする。但し、3 主催、15 競技種目別大会の運営、24 都道府県選手団編成について改正は、平成 25 年度より適用する。
- 平成 25 年 9 月 第二十五次改正 「大会参加資格」の字句修正・追記
- 平成 28 年 5 月 第二十六次改正 ブロック開催に伴う字句修正、「後援」の改正、「宿泊・弁当」の改正、「高体連マーク」にインターハイマスコットキャラクター及びロゴマーク・エンブレムマークを追記、「肖像権」の追記 平成28年6月1日から施行
- 平成 30 年 5 月 第二十七次改正 「後援」の団体名改正、「大会開催時期及び期間」に追記、「引率・監督」に追記、「高体連マーク・インターハイマスコットキャラクター等」の一部修正、「実行委員会」の一部修正、「プログラム」の一部修正
- 令和 4年 5 月 第二十八次改正 「後援」の団体名一部修正、「プログラム」に追記
- 令和 5年 5 月 第二十九次改正 「1 2大会参加資格」(5)の一部修正

## 『高校生活動』実施大綱

『高校生活動』は、全国高等学校総合体育大会（以下「インターハイ」という）の中で、これまで『一人一役活動』として大切に取り組みられてきたものであり、競技とともにインターハイを形成する車の両輪である。

平成 23 年 6 月に制定されたスポーツ基本法及びそれに基づくスポーツ基本計画において『見るスポーツ・するスポーツ・支えるスポーツ』と示されるように、スポーツボランティアの位置づけも明確となった今日、インターハイがブロック開催となったことを機に、『高校生活動』の教育的意義を再確認するとともに、生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成する取り組みとして継続的に実践できるよう、大綱を定める。

- 1、【目的】 インターハイ開催で地元高校生の取り組む多様な活躍の場を教育活動の一環として積極的にとらえ、生徒の達成感や成就感等の体験を通して、生徒の健全育成に資する。
- 2、【活動の内容】 最終的には、直接的な活動が、競技種目別大会の開催市町村を中心とした学校となるとしても、事前の活動としては、インターハイ開催の告知・周知に向け、全県規模で取り組むとともに、高文連とのタイアップ等、運動部員でない生徒の係わり方も工夫する。また、経費削減の観点から、取り組み方については、十分工夫する。
- 3、【組織】 生徒の組織化、具体的な活動の指導に関することについては、開催地都道府県（教育委員会、実行委員会等）と、開催地都道府県高体連が協議し、意図的・計画的な活動として組織する。
- 4、【職務上の取扱】 「高校生活動」の指導に係る教員の職務遂行に関しては、開催地都道府県に必要な文書の発出を依頼する。
- 5、【予算】 開催地都道府県にはインターハイにおける教育的意義を改めて理解いただき、その活動に要する予算の確保を依頼する。

平成 25 年 5 月 21 日 制定